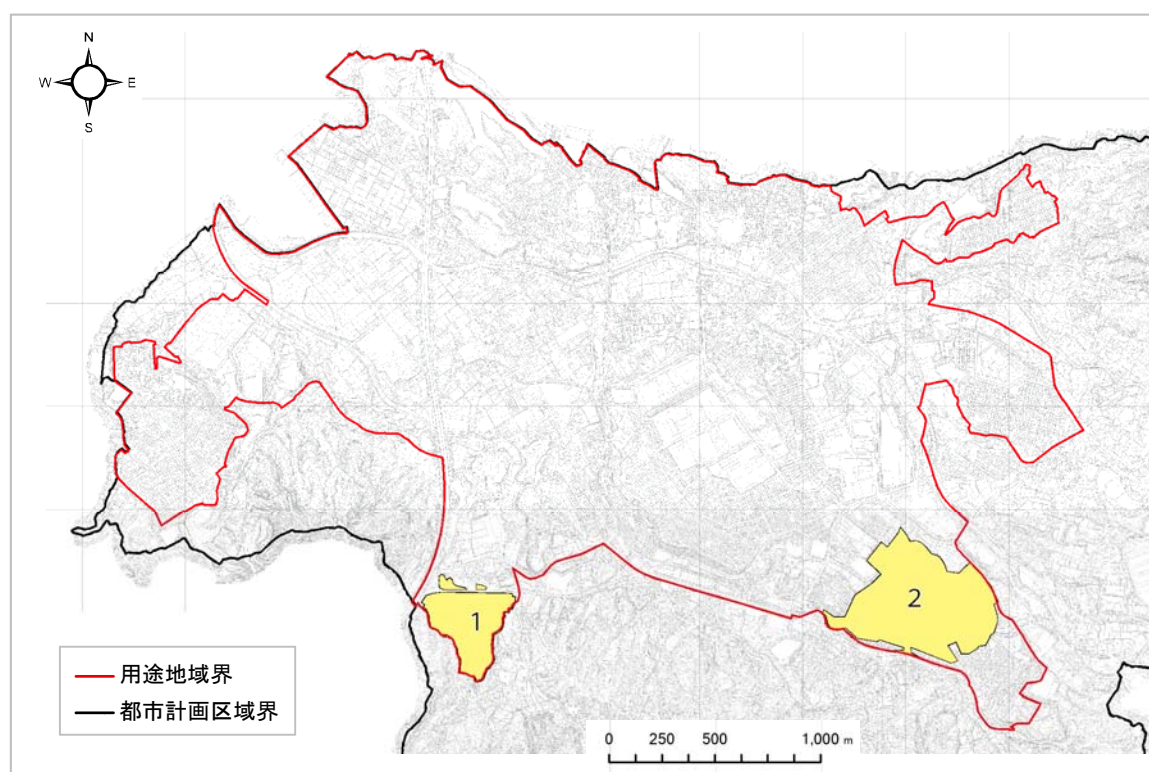


1.9.7 市街地開発事業

○本町における市街地開発事業は、土地区画整理事業が昭和 59 年から平成 13 年にかけて、2 件実施されています。

図面 番号	事業手法	事業主体	事業面積 (ha)	事業期間	主な用途	人口計画 (人)
1	土地区画 整理事業	個人・共同施行	12.2	S59～H13	戸建住宅	1,158
2	土地区画 整理事業	組合施行	30.6	H5～H10	公共用地・ 工場・戸建 住宅	430



土地区画整理事業実施箇所図 : 平成 25 年度都市計画基礎調査

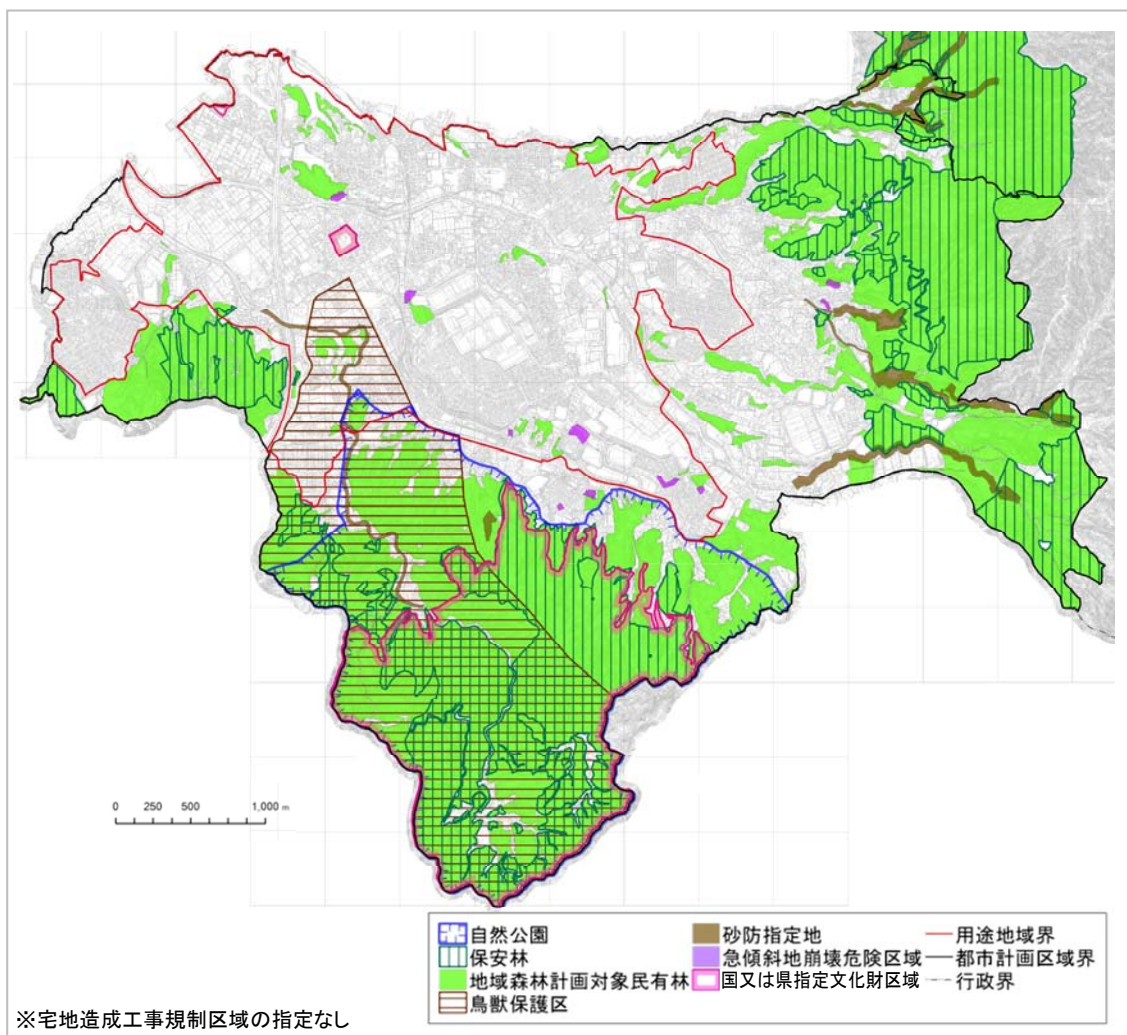


1.10 法規制状況

1.10.1 法規制の状況

○本町には以下の法規制が適用されています。

地域・地区	名称	指定年月日		面積 (ha)	根拠法
		当初	最終		
県立自然公園	太宰府	S25.5.13	S53.3.31	16,568.0	自然公園法
保安林				751.7	森林法
地域森林計画対象民有林				1,140.0	森林法
鳥獣保護区	四王寺山			約 1,785.0	鳥獣保護法
砂防指定地	宇美川河川敷の一部 など	—	—	約 53.9	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	船石 など	—	—	約 3.4	急傾斜地法
国又は県指定文化財区域 (現状変更等許可申請区域)	大野城跡	S7.7.23	S56.3.19	約 346.7	文化財保護法
	光正寺古墳	S50.6.26	S50.6.26	約 0.19	
	宇美八幡宮(湯蓋の森など)	T11.3.8	S34.3.31	—	



法規制状況 : 平成 25 年度都市計画基礎調査

1.1 0.2 ハザードマップ

○大雨や地震発生時、がけ崩れや土石流が発生するおそれのある土砂災害警戒区域が山裾や急傾斜地などの一部の区域に指定されています。また、宇美川の氾濫によって浸水が想定される浸水想定区域が町の西側の宇美川沿いに指定されています。

○町内には 71 箇所の指定避難場所が指定されています。



指定避難場所一覧

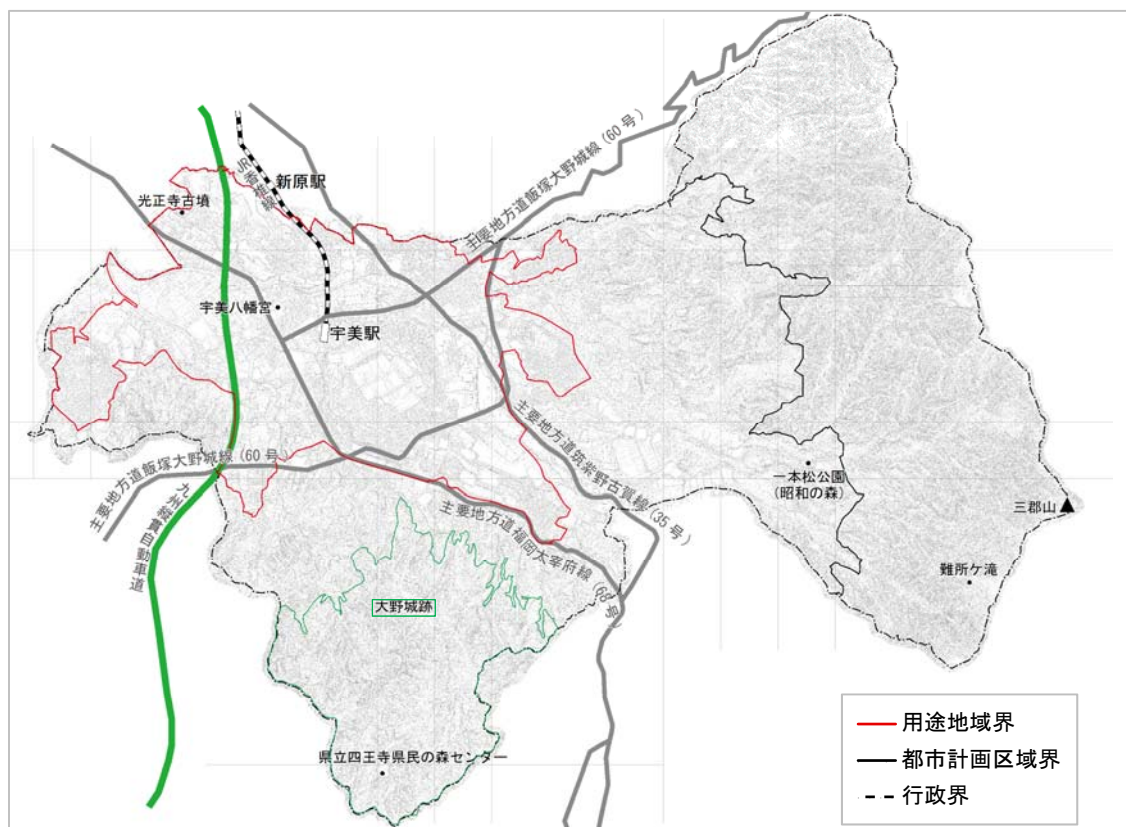
井野小学校区	18	末広区公民分館	36	障子岳区極楽寺集会所	54	原田中央区公民分館
1 井野小学校	19	大谷区公民分館	37	障子岳区公民館	55	明治町区集会所
2 ひばりが丘一区公民館	20	炭焼一区公民分館	38	障子岳区砥石場集会所	56	原田上区公民館
3 ひばりが丘二区公民館	21	炭焼二区集会所	39	障子岳区本村集会所	57	仲山区生活館
4 ひばりが丘三区公民館	22	炭焼四区集会所	40	山ノ内区公民分館	58	桜原小学校区
5 井野区公民館	23	貴船保育園	41	原田小学校区	59	桜原小学校
6 新井野区公民館	24	健康福祉センター(うみハピネス)	42	原田小学校	60	中央公民館
7 平成区公民館	25	貴船区公民館	43	宇美南中学校	61	住民福祉センター
宇美小学校区	26	下宇美区公民館	44	宇美南町民センター	62	働く婦人の家(しえず・うみ)
8 宇美小学校	27	宇美東小学校区	45	鎌倉区集会所	63	大名坂区公民分館
9 宇美中学校	28	宇美東小学校	46	早見保育園	64	林崎区集会所
10 馬場区公民館	29	宇美東中学校	47	四王寺坂一区公民館	65	浦田区公民館
11 老人福祉センター(くすの杜)	30	勤労者体育センター	48	四王寺坂二区公民館	66	桜原区公民分館
12 辻荒木区公民館	31	研修所(まなびや・うみ)	49	四王寺坂三区公民館	67	柳原区生活館
13 上河原区公民分館	32	宇美東区公民分館	50	炭焼三区公民館	68	黒穂区集会所
14 上宇美区本通区公民分館	33	柳原保育園	51	福博鎌倉区集会所	69	福博中央区集会所
15 上宇美一区集会所	34	飛岳一区公民分館	52	新成区生活館	70	三原区公民館
16 上宇美二区公民分館	35	飛岳二区公民分館	53	原田保育園	71	神山手区公民分館
17 武道館		飛岳三区公民分館		原田下区公民分館		早見区公民館

宇美町土砂災害ハザードマップ

1.1.1 文化・観光資源

○本町の文化資源として、神功皇后が第十五代応神天皇を出産したという伝説に由来して、この二人を祭る安産信仰の宇美八幡宮があり、境内には、国指定天然記念物の大樟(湯蓋の森、衣掛の森)や県指定天然記念物の大樟 25 本(蚊田の森)などがそびえ立っています。この他、3世紀後半頃に築かれた糟屋郡内最大、最古級の前方後円墳で国指定史跡の光正寺古墳や西暦 665 年、唐と新羅の侵攻に備えて築かれた国指定特別史跡の大野城跡などがあります。

○主な観光資源として、安産祈願の参拝者が絶えない宇美八幡宮のほか、四王寺県民の森、一本松公園(昭和の森)及び三郡山があり、観光客数は年間 90 万人程度で、その大半が県内、日帰り利用者となっています。



文化・観光資源

(単位:千人)

	総数	日帰	宿泊	県外	県内
H19	813	804	9	153	660
H20	885	883	2	37	848
H21	935	934	1	41	894
H22	975	974	1	43	932
H23	885	883	2	80	805
H24	895	891	4	81	814

観光入込客数の推移 : 福岡県観光入込客推計調査



難所ヶ滝



宇美八幡宮



光正寺古墳



大野城跡(百間石垣)



一本松公園

2 上位・関連計画

2.1 上位計画

(1) 福岡県都市計画基本方針【平成 15 年 2 月策定】（平成 27 年度改訂予定）

○福岡県の都市づくりの目標を『暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり』として、県全域を環境共生型の都市圏構造へと再築し、アジアとの交流の拠点となる新しい形の大都市圏を創造することとしています。

○大福岡ブロック圏の都市圏構造において、宇美町は「田園環境共生ゾーン」「緑の自然軸」「水と緑のネットワーク」「サブ拠点を結ぶ連携軸」を構成する役割を担っています。

●都市づくりの目標

『暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり』

- ①都市と農山村との共生を基調として、都市間の連携による広域的な都市づくりを展開します。
- ②都市の個性を活かしながら、活力の再生を図り、新しい時代に適応する都市づくりを展開します。
- ③多様な主体の協働による都市づくりを展開します。

●県全域の都市圏構造

『アジアの交流拠点となる第4の大都市圏の創造』

- ・福岡市、北九州市などの個性ある都市群をネットワークし、身近に享受できる海や山の豊かな自然環境や、アジアの玄関口という特徴をいかすことにより、知的交流の国際拠点機能を備えた、環境共生型の新しい大都市圏の実現を目指します。

【大福岡ブロック圏の都市圏構造】

福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、国際中枢都市圏の形成をめざす。

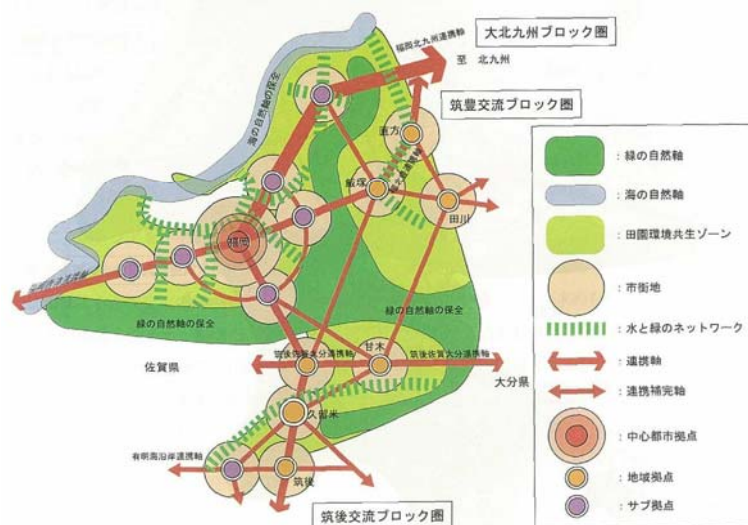
福岡中心部をブロック圏の中心となる拠点とし、久留米、甘木、飯塚等の中心部を各広域都市圏の中心となる拠点と位置付けるとともに、これらの拠点間を放射環状型の連携軸でネットワークします。

また、国際情報発信機能の充実、九州大学の移転を契機とする学術研究機能の集積、国際交通・物流機能の強化などを通じて、大北九州ブロック圏と連携しながら国際中枢都市圏の形成をめざします。

今後とも、都市人口の増加が予測されることから、市街地の拡大をコントロールし、緑や自然と共生した適正な市街地の形成を図ります。

宇美町の位置づけ

- ・田園環境共生ゾーン
- ・緑の自然軸
- ・水と緑のネットワーク
- ・サブ拠点を結ぶ連携軸

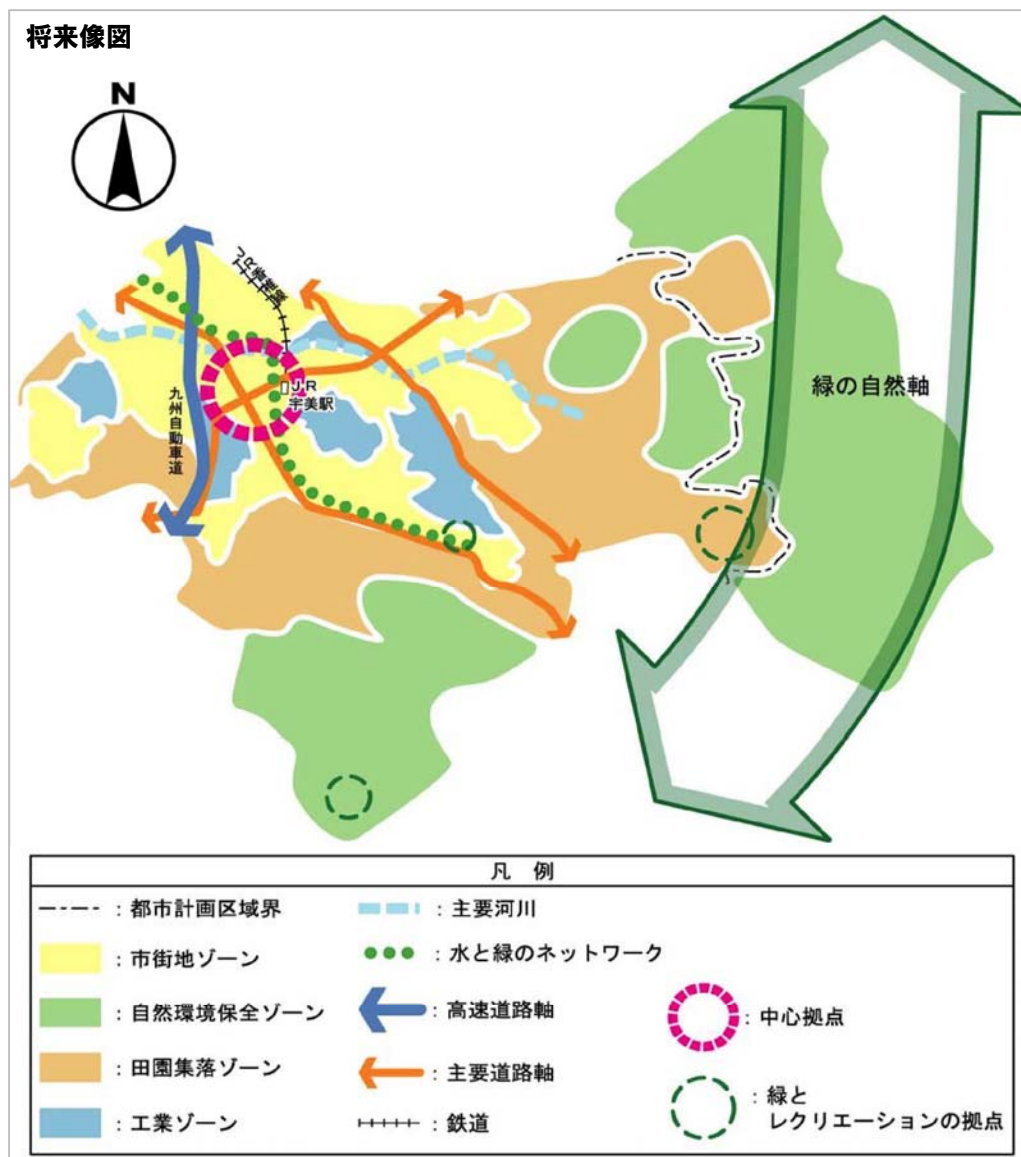


大福岡ブロック圏 都市圏構造図

(2) 宇美都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【平成 20 年 12 月告示】

都市づくりの基本理念

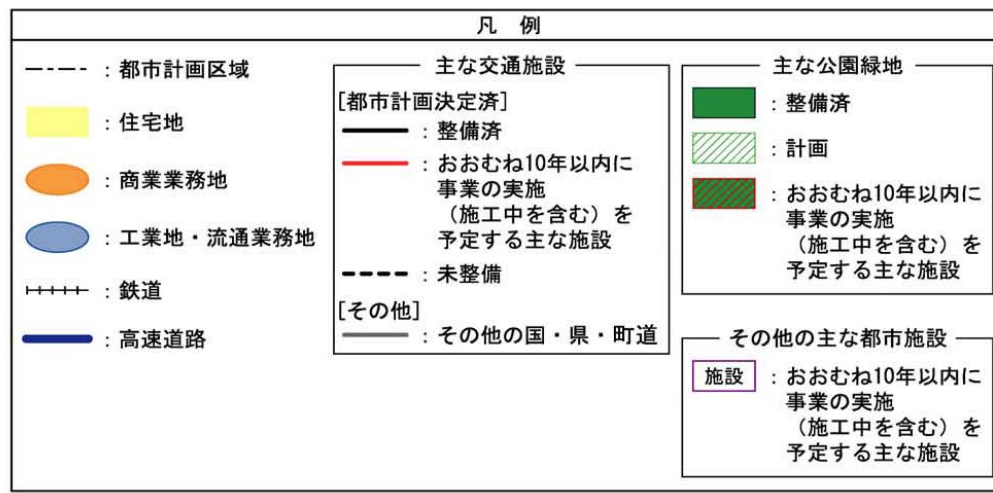
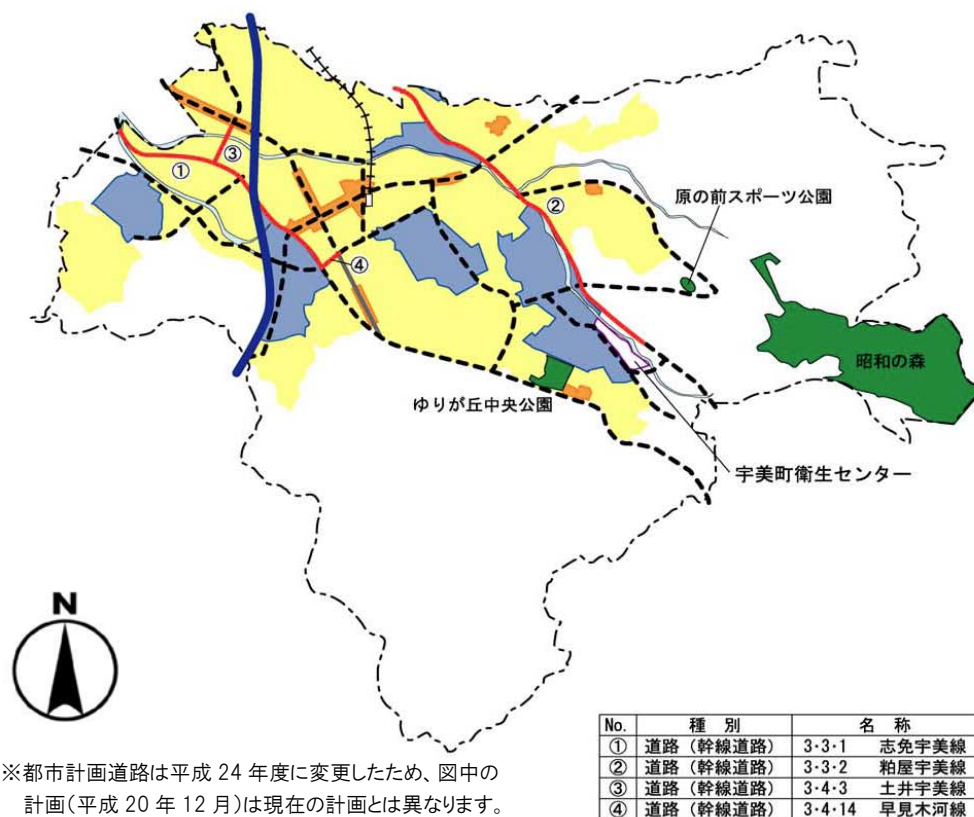
○「自然と歴史をまもり、みんなが安心して暮らせるまち」の実現に向け、“みんなが健康で生き生きと暮らせるまちづくり”、“自然と環境を大切にしたい快適な活力あるまちづくり”、“住民と行政がひとつになったまちづくり”を都市づくりの基本理念として定める。



主要な都市計画の決定等の方針

- JR宇美駅周辺の既存商店街を中心として、商業施設等の集積を図り、消費者の多様なニーズに応える魅力ある商店街の形成を図る。
- 主要地方道福岡太宰府線(68号)、飯塚大野城線(60号)沿線には、近隣商業地を配置し、郊外型大型店舗と地元商店街との共存を図る。
- 旧炭鉱住宅等の密集した住宅地においては、居住環境の改善を図る。また、主要地方道筑紫野古賀線(35号)、福岡太宰府線(68号)の沿線部については、道路整備事業の実施に伴い用途地域の見直しを図る。

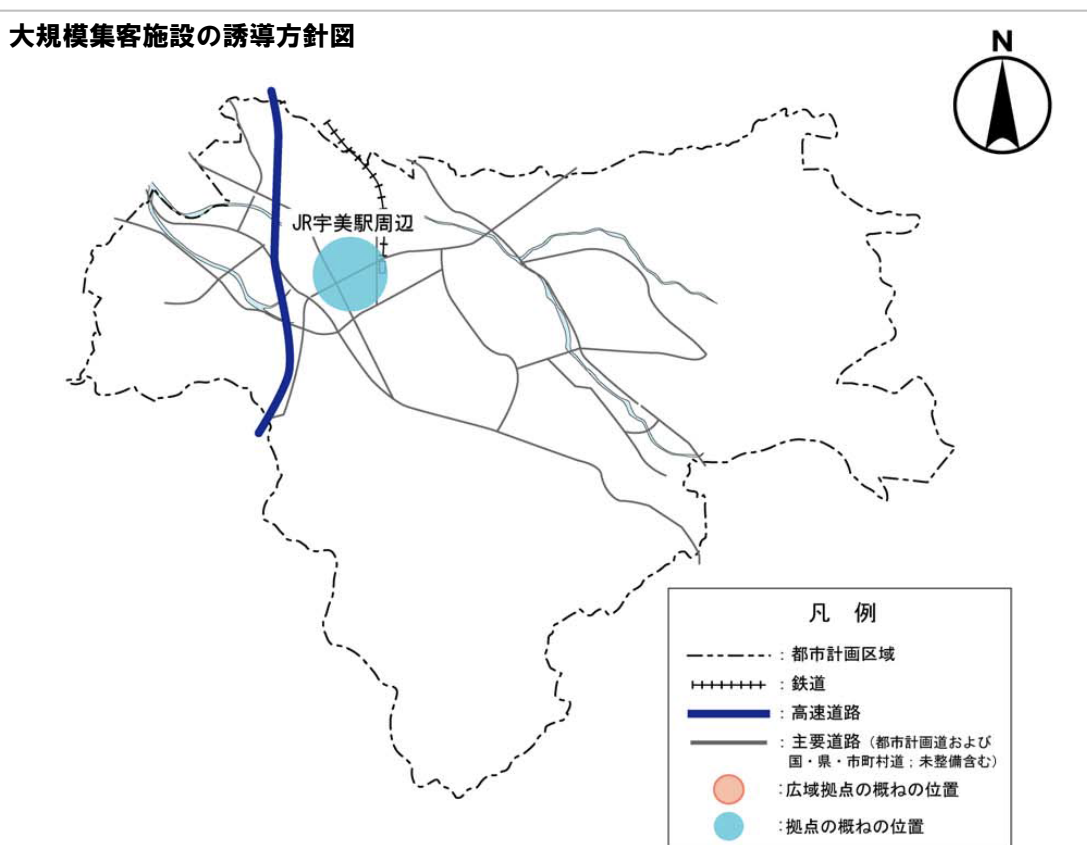
主要な都市計画の決定の方針図



大規模集客施設の立地誘導方針

- 拠点に位置づけられる JR 宇美駅周辺においては、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する。
- 拠点においては、原則として床面積 10,000 m² 以下の商業施設等の大規模集客施設が立地できるものとし、用途地域、地区計画、特別用途地区等により、その実現を図る。
- 拠点以外の地域は、大規模集客施設の立地を抑制する。この地域においては、都市圏等の必要性に応じて、用途地域、地区計画、特別用途地区、特定用途制限地域等により、その実現を図る。

大規模集客施設の誘導方針図



大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等
商業・ 娯楽系	商業施設	施設の床面積の合計が 3,000m ² ^(※3) を超えるもの
	スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設	
公共・ 公益系	公共施設（国、地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設
	病院	病床数200床 ^(※3) ^(※4) を超えるもの
	福祉施設	収容人数200人 ^(※3) を超えるもの
	大学等	学生数が500名 ^(※3) を超えるもの

(※3) 立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。

(※4) 病床数には、療養、精神等を除く。

(3) 宇美町第5次総合計画（平成23年7月策定）

●計画期間：平成23年7月～平成27年3月

●基本理念

◇再生のまちづくり◇『まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり』

●政策領域のみちすじ

1 コミュニティ・行政運営の領域

- ① みんなが、あらゆる世代が集い、活力みなぎる地域を築く共働のまちづくり。
- ② だれもが身近に感じ、信頼される行政を運営する共働のまちづくり。

2 健康・福祉の領域

- ① いつまでも笑顔で健康に暮らせる共働のまちづくり。
- ② だれもが、住み慣れたところで自立して、自分らしくいきいきと暮らせる共働のまちづくり。

3 都市基盤・環境・産業振興の領域

- ① 住み続けたい、住みたくなる、快適で環境に優しい取り組みを進める共働のまちづくり。
- ② 助け合いのある、災害に強く、犯罪や事故の少ない共働のまちづくり。
- ③ 地域特性に応じた産業の振興を進める共働のまちづくり。

4 子育て・教育・文化の領域

- ① 地域の思いやりにあふれた輪のなかで、安心して子育て・親育ちができる共働のまちづくり。
- ② 未来を担う子どもたちが、のびのびと成長する共働のまちづくり。
- ③ いつでも、だれでも、どこでも、学びと生きがいに出会える共働のまちづくり。
- ④ 歴史や文化を伝承する共働のまちづくり。

第6次宇美町総合計画（平成27年3月策定）

●計画期間：平成27年度～平成34年度

●まちづくりの基本理念

『ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり』

ひとが輝き！

町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援します。

地域が輝き!!

町民一人一人の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指すため、町民と行政による共働のまちづくりを推進します。

まちが輝く!!!

町民一人一人が、豊かな自然、歴史的・文化的資源を最大限に活用し、にぎわいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」と実感できるまちづくりを目指します。

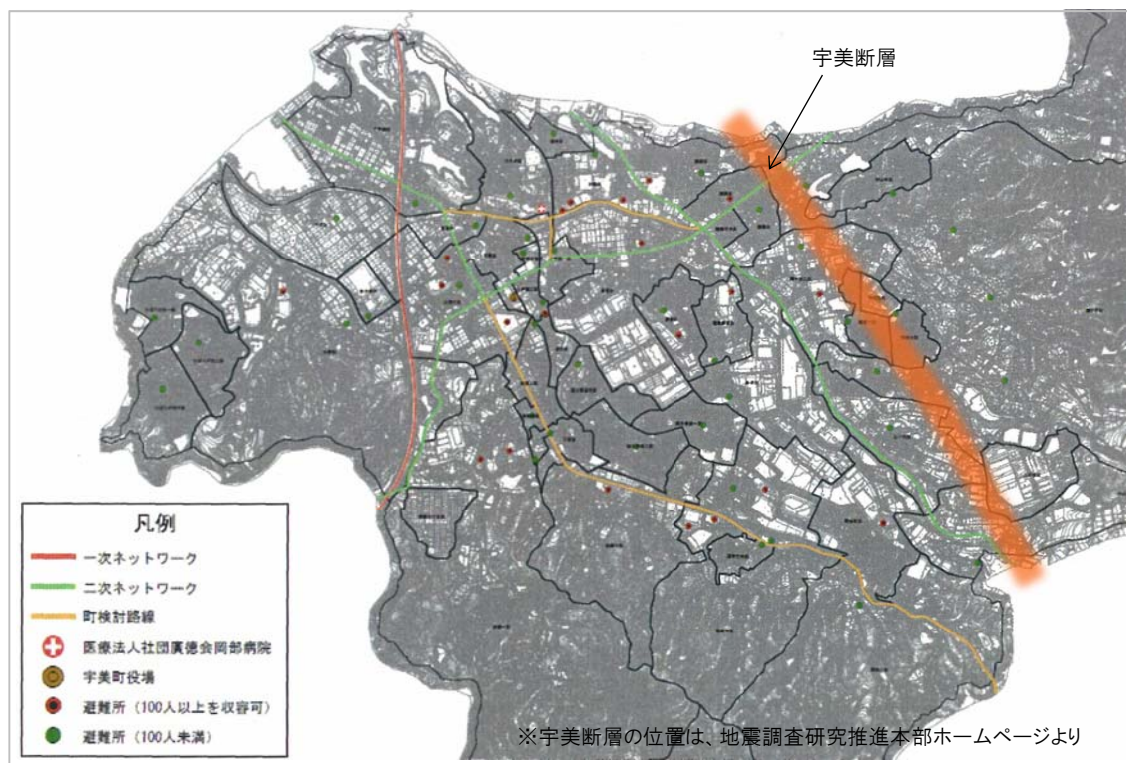
●町の将来像

『ともに創る自然とにぎわいが融合したまち・宇美』

2.2 関連計画

(1) 宇美町耐震改修促進計画（平成 23 年 3 月策定）

- 危険性：福岡市内を横断する警固断層において地震が発生した場合、表層地盤の震度は5強から6強が想定され、多くの建築物の倒壊が予測される。なお、町内を横断する宇美断層の場合は5弱から6弱が想定されている。
- 目標年次：平成 33 年度
- 耐震化目標
 - 町が所有する特定建築物で耐震性のない庁舎 2 棟、住民福祉センター1棟、中央公民館1棟の耐震化を図り、耐震化率を 100%とする。（住民福祉センター、中央公民館は平成 24 年度末時点整備済み。庁舎2棟は建替え及び現庁舎の耐震化について検討中(平成 26 年度末時点)。)
 - 住宅の耐震化率を 77.6%から県の目標値と同じ 90%とする。（昭和町町営住宅の建替え実施にむけ検討中(平成 26 年度末時点)。)
 - 民間の特定建築物で耐震性のない5棟の耐震化を図り、耐震化率を 100%とする。
※特定建築物：幼稚園・保育所(2階・500㎡以上)、小・中学校、老人ホーム等(2階・1,000㎡以上)、一般体育館(1,000㎡以上)、その他多数利用の建築物(3階・1,000㎡以上)、道路閉塞させる建築物、危険物を取り扱う建築物
- 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化
 - 地震発生時に通行を確保すべき道路(主要地方道筑紫野古賀線、主要地方道飯塚大野城線、主要地方道福岡太宰府線、町道柳原～大名坂線、町道宇美～林崎線)沿道の特定建築物について重点的に耐震化を促進するとともに、沿道の住宅等についても耐震化を促進する。



地震発生時に通行を確保すべき道路

※宇美町地域防災計画(平成 18 年 3 月)(平成 26 年度末時点見直し中)における緊急交通路の位置づけ

大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資するため、以下の緊急交通路の耐震性、安全性を強化することとされている。

九州縦貫自動車道、主要地方道筑紫野古賀線、主要地方道飯塚大野城線、主要地方道福岡太宰府線、町道井野～吉原線、町道早見団地1号線、町道柳原～大名坂線

(2) 宇美町町営住宅長寿命化計画（平成 24 年 11 月策定）**●整備方針**

- 本町の町営住宅は、昭和町町営住宅(102戸)と原田中央区町営住宅(65戸)合わせて167戸である。総世帯数に対する町営住宅供給量は約1.3%にすぎないが、本町においては、民間賃貸の供給が盛んであることから、従来より公営住宅を多く供給していない。そのため、今後10年間においても、現戸数を維持していく。
- 昭和町町営住宅は、構造躯体及び内部の木造躯体の劣化が進んでいることから、早急な建て替えを実施する。建替えに際しては、再入居者への負担を軽減する仕組みを検討する。
- 原田中央区町営住宅の住棟は、建築後18～20年を経過しているが、未だ外壁等の大規模修繕を行っていないため、長寿命化型の個別改善を実施する。

(3) 宇美町次世代育成支援対策行動計画【後期計画】（平成 22 年 3 月策定）**●計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度****●基本理念：みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町****●基本目標Ⅳ 子育てを支援する安全な生活環境の整備****基本施策1 安全な道路交通環境の整備**

具体的施策：生活道路における通過車両の進入や速度の抑制等の路面表示を、地域の要望等に応じて実施する。

基本施策2 安心して外出できる環境の整備

具体的施策：公共施設、歩道や橋梁等のバリアフリー化を進め、維持管理に努める。

基本施策3 安全・安心のまちづくりの推進

具体的施策：通学路や公園等への防犯灯等の設置。

(4) 高齢者保健福祉計画（平成 25 年 3 月改訂）**●計画期間：平成 24 年度～平成 26 年度****●計画推進のためのキャッチフレーズ：心も身体も健康で～みんなで元気に町づくり～****●基本方針3 地域の安心感を育む****1. 生活の質を高める福祉サービスを提供する**

施策・事業：介護が必要な方には、福祉タクシー助成事業等を実施する。

3. 安全・快適な地域をつくる

施策・事業：高齢者が安全に移動できる歩道・道路の整備を順次進めていく。

交通事故防止と抑制に向けて、交通安全施設設備の整備を推進する。

(5) 宇美町障害者基本計画（平成 25 年 3 月策定）

●計画期間：平成 24 年度～平成 29 年度

●障害者基本計画

Ⅳ まちづくりの推進

2. 道路等の生活空間の整備

- ・ 歩道・道路の整備に努め、快適な歩行者優先の道路整備に努める。
- ・ 歩道のない道路の路肩を着色により強調し歩行者の安全性確保に努める。
- ・ 誘導ブロックの設置や段差解消により安全な移動の確保に努める。
- ・ 緑道の一部区間で歩行者道と自転車道を分離し歩行者や車いす等が安心して通行できる環境整備を行う。
- ・ 公園の入り口幅等のバリアフリー化に努める。

3. 移動・交通手段の確保

- ・ 公共施設等を巡回する福祉巡回バス「ハピネス号」の運行を継続する。
- ・ バス、列車、バス停等を整備する際には障がい者に配慮した構造にする。

4. 公共建築物の整備

- ・ 公共施設における手すり、スロープ、視覚障がい者のための注意喚起材等の維持管理を十分に行い、支障があれば改善する。
- ・ 公共性の高い民間建築物等についても、障がい者の利用に配慮した整備が行われるように要望する。



ハピネス号



うみ・みらい館のスロープ